

## 千葉市規則第61号

### 千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和3年千葉市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

#### (許可の申請)

第3条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、同項に規定する屋外保管事業場の設置に関する計画について、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 屋外保管事業場の名称及び所在地
- (3) 許可申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）の氏名及び住所並びに許可申請者に第5条に規定する使用人があるときは、その者の氏名及び住所
- (4) 許可申請者が条例第5条第5項第2号コに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所）
- (5) 屋外保管事業場の構造
- (6) 次に掲げる事項を記載した標準作業書
  - ア 再生資源物の保管の方法
  - イ 廃油及び廃液の回収、屋外保管事業場からの流出の防止及び保

## 管の方法

- ウ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び保管の方法
- エ 排水処理設備、油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）
- オ 屋外保管に伴って生じる廃棄物の処理の方法
- カ 屋外保管事業場の保守点検の方法
- キ 火災予防上の措置

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該屋外保管事業場の付近の見取図
- (2) 許可申請者が前号に掲げる屋外保管事業場の用に供する土地の所有権を有すること（許可申請者が所有権を有しない場合には、使用者の権原を有すること）を証する書類
- (3) 許可申請者が個人である場合においては、住民票の写し（本籍（外国人にあっては、国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいう。））の記載のある住民票の写し（申請の日前3月以内に作成されたものに限る。以下同じ。））及び条例第5条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (4) 許可申請者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (5) 許可申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し及び条例第5条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (6) 許可申請者に第5条に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し及び条例第5条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (7) 許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し及び条例第5条

第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(8) 許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類

ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

イ 役員の住民票の写し及び条例第5条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(9) 説明会等実施状況報告書（様式第2号）

第4条 条例第5条第5項第1号、第14条第1項第1号及び第3項、第18条第1号並びに第19条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 屋外保管事業場の構造に係る基準

ア 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。

イ 屋外保管事業場から排水を放流する場合は、その水質を生活環境の保全上支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。

(2) 屋外保管事業場の使用方法に係る基準 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

ア 再生資源物の保管の方法

イ 廃油及び廃液の回収、屋外保管事業場からの流出の防止及び保管の方法

ウ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び保管の方法

エ 排水処理設備、油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）

オ 屋外保管に伴って生じる廃棄物の処理の方法

カ 屋外保管事業場の保守点検の方法

キ 火災予防上の措置

2 条例第5条第5項第2号エの規則で定める法令は、次に掲げるものとする。

- (1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
- (4) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- (5) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- (6) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）
- (8) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

（使人）

第5条 条例第5条第5項第2号キ、サ及びシの規則で定める使用人は、許可申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 前号に掲げるもののほか、再生資源物に係る契約を締結する権限を有する者を置く屋外保管事業場  
（許可等の決定）

第6条 市長は、条例第5条第1項の許可の申請があった場合において許可したときは、屋外保管事業場設置許可通知書（様式第3号）により、許可しないときは屋外保管事業場設置不許可通知書（様式第4号）により、許可申請者に通知するものとする。

（屋外保管事業場の許可証）

第7条 市長は、屋外保管事業場の設置の許可をしたとき、又は屋外保管事業場の変更の許可をしたときは、許可証（様式第5号）を交付しなければならない。

2 市長は、条例第11条第1項の規定により屋外保管事業場の譲受け等の許可をしたとき、条例第12条第1項の規定により合併若しくは分割について認めるとき、又は条例第13条第2項の規定により届出

を受理したときは、前項の許可証を書き換えて交付するものとする。

(使用前検査の申請)

第8条 条例第5条第6項（条例第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査を受けようとする者（以下「使用前検査申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 検査の対象となる屋外保管事業場の名称及び所在地
- (3) 許可年月日及び許可番号
- (4) 工事完了年月日
- (5) 使用開始予定年月日

2 前項の申請書には、当該屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他参考となる書類又は図面を添付しなければならない。

3 市長は、条例第5条第6項の検査の結果、屋外保管事業場の設置に関する計画に適合していると認めるとときは、屋外保管事業場計画適合通知書（様式第7号）により使用前検査申請者に通知するものとする。

(説明会の開催等)

第9条 条例第6条第1項の規則で定める者は、設置しようとする屋外保管事業場の境界線からおおむね300メートル以内の地域において住所を有し、又は土地若しくは建物を所有する者とする。

2 条例第6条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 許可申請予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 設置しようとする屋外保管事業場の名称及び所在地
- (3) 設置しようとする屋外保管事業場の面積
- (4) 積み上げられる予定の再生資源物の高さのうち最高のもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 条例第6条第1項の説明会を開催するときは、周辺住民の参集の便を十分考慮して開催の日時及び場所を定め、これらの事項をあらかじめ周辺住民に対し印刷物の配布、周辺住民の見やすい場所への掲示そ

の他の適切な方法により周知させなければならない。

4 条例第6条第2項の規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
- (2) 許可申請予定者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

5 条例第6条第2項に規定する規則で定める措置は、周辺住民に対して、周知事項を記載した書面を配布し、又は送付する措置及び周辺住民の見やすい場所に周知事項を掲示する措置とする。

(屋外保管事業場に係る掲示板)

第10条 条例第7条第1項第1号アの掲示板は、縦及び横それぞれ60センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

- (1) 屋外保管事業場である旨
- (2) 許可の年月日及び許可番号
- (3) 屋外保管事業場の設置者の氏名又は名称
- (4) 屋外保管事業場の管理者の氏名及び連絡先

2 条例第7条第1項第1号ウの掲示板は、縦及び横それぞれ60センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

- (1) 屋外保管の場所である旨
- (2) 屋外保管事業場の管理者の氏名及び連絡先
- (3) 容器を用いずに保管する場合にあっては、次条に規定する高さのうち最高のもの

(屋外保管の高さ)

第11条 条例第7条第1項第2号イの規則で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。

- (1) 保管の場所の囲いに保管する再生資源物の荷重が直接かかる構造である部分（以下この条において「直接負荷部分」という。）がない場合（第3号に掲げる場合を除く。） 当該保管の場所の任意の

点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が2以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの）までの高さ又は5メートルのうちいずれか低いもの

(2) 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが50センチメートルに満たない場合にあっては、その下端）（以下この条において「基準線」という。）から当該保管の場所の側の任意の点ごとに、次のアに規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、ア又はイに規定する高さのうちいずれか低いもの）又は5メートルのうちいずれか低いもの

ア 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ  
イ 前号に規定する高さ

(3) 保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合 次のアからウまでに規定する高さのうちいずれか低いもの又は前号に規定する高さ

ア 当該保管の場所の当該三方以外の方向から、事業の用に供する施設（当該保管の場所を除く。）又は事業場の敷地の境界線への水平距離のうち最小のものの2分の1に相当する高さ

イ 当該直接負荷部分の基準線の高さ  
ウ 5メートル

(屋外保管に係る飛散防止等のための措置)

第12条 条例第7条第1項第2号エの規則で定める措置は、再生資源物の性状に応じ、屋外保管の場所から再生資源物又は当該屋外保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずることとする。

(屋外保管事業場における火災の発生若しくは延焼又は当該屋外保管

事業場の外部への延焼を防止するための措置)

第13条 条例第7条第1項第3号の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 再生資源物が再生資源物以外の物と混合するおそれのないように区分して保管すること。
- (2) 再生資源物に電池、潤滑油その他の火災の発生のおそれがあるものが含まれる場合にあっては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。
- (3) 再生資源物の一の保管の単位の面積を200平方メートル以下とすること。
- (4) 隣接する再生資源物の保管の単位の間隔は、2メートル以上とすること（当該保管の単位の間に火災の延焼を防ぐに足りる仕切りが設けられている場合を除く。）。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める必要な措置  
(記録の作成等)

第14条 条例第9条第1項の規定による記録の作成は、毎月、許可屋外保管事業場設置者が前月中における同項各号に規定する事項について、当月末までに記載を終了した帳簿を備えることとする。

2 条例第9条第1項第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 屋外保管事業場からの流出の防止のために回収した廃油及び廃液の品目及び数量
- (2) 火災の発生のおそれがあるものとして回収したものの品目及び数量

(変更許可の申請)

第15条 条例第10条第1項本文の規定により変更の許可を受けようとする者（以下「変更申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 許可の年月日及び許可番号
- (3) 変更の内容
- (4) 変更の理由

- (5) 屋外保管事業場の名称及び所在地
  - (6) 変更申請者が法人である場合においては、その役員の氏名及び住所並びに第5条で規定する使用人があるときは、その者の氏名及び住所
  - (7) 変更申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所）
  - (8) 変更に係る屋外保管事業場の構造
  - (9) 変更に係る標準作業書の記載事項
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該屋外保管事業場の付近の見取図
  - (2) 変更申請者が前号に掲げる屋外保管事業場の所有権を有すること（変更申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
  - (3) 変更申請者が個人である場合においては、住民票の写し並びに条例第5条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
  - (4) 変更申請者が法人である場合においては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - (5) 変更申請者が法人である場合においては、その役員の住民票の写し並びに条例第5条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
  - (6) 変更申請者に第5条に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し並びに条例第5条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
  - (7) 変更申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し及び条例第5条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(8) 変更申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類

ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

イ 役員の住民票の写し及び条例第5条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

4 第6条の規定は、条例第10条第1項の許可について準用する。この場合において、第6条中「条例第5条第1項」とあるのは「条例第10条第1項」と、「屋外保管事業場設置許可通知書（様式第3号）」とあるのは「屋外保管事業場変更許可通知書（様式第9号）」と、「屋外保管事業場設置不許可通知書（様式第4号）」とあるのは「屋外保管事業場変更不許可通知書（様式第10号）」と、「許可申請者」とあるのは「変更申請者」と読み替えるものとする。

（軽微な変更の届出）

第16条 条例第10条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号の事項のいずれかに係る変更とする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 屋外保管事業場の名称及び所在地（地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更に限る。）

(3) 法人である場合においては、その役員の氏名及び住所並びに第5条に規定する使用人があるときは、その者の氏名及び住所

(4) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所）

(5) 屋外保管事業場の構造（市民生活の安全及び生活環境に悪影響を及ぼすおそれがない変更として市長が別に定めるものに限る。）

(6) 標準作業書の記載事項（市民生活の安全及び生活環境に悪影響を及ぼすおそれがない変更として市長が別に定めるものに限る。）

2 条例第10条第1項ただし書の規定による届出は、屋外保管事業場変更（廃止）届出書（様式第11号）により行うものとする。

（譲受け等の許可の申請）

第17条 条例第11条第1項の規定により譲受け又は借受けの許可を

受けようとする者（以下「譲受け等申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 譲受け又は借受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (3) 譲り受け、又は借り受けようとする屋外保管事業場の許可の年月日及び許可番号
  - (4) 屋外保管事業場の名称及び所在地
  - (5) 譲受け等申請者が法人である場合においては、その役員の氏名及び住所並びに第5条に規定する使用人があるときは、その者の氏名及び住所
  - (6) 譲受け等申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所）
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 譲受け等申請者が前項に掲げる屋外保管事業場の所有権を有すること（譲受け等申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
  - (2) 譲受け等申請者が個人である場合においては、住民票の写し及び条例第5条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
  - (3) 譲受け等申請者が法人である場合においては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - (4) 譲受け等申請者が法人である場合においては、その役員の住民票の写し及び条例第5条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
  - (5) 譲受け等申請者に第5条に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し及び条例第5条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(6) 譲受け等申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し及び条例第5条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(7) 譲受け等申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類

ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

イ 役員の住民票の写し及び条例第5条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

3 第6条の規定は、条例第11条第1項の許可について準用する。この場合において、第6条中「条例第5条第1項」とあるのは「条例第11条第1項」と、「屋外保管事業場設置許可通知書（様式第3号）」とあるのは「屋外保管事業場譲受け等許可通知書（様式第13号）」と、「屋外保管事業場設置不許可通知書（様式第4号）」とあるのは「屋外保管事業場譲受け等不許可通知書（様式第14号）」と、「許可申請者」とあるのは「譲受け等申請者」と読み替えるものとする。

（合併又は分割の承認の申請）

第18条 条例第12条第1項の規定により許可屋外保管事業場設置者の地位を承継しようとする者（以下「承継申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所並びに代表者の氏名

(2) 許可の年月日及び許可番号

(3) 屋外保管事業場の名称及び所在地

(4) 役員の氏名及び住所並びに第5条に規定する使用人があるときは、その者の氏名及び住所

(5) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該屋外保管事業場を承継する法人に係る次に掲げる事項

ア 名称及び住所並びに代表者の氏名

イ 役員となる者の氏名及び住所並びに第5条に規定する使用人となるものがあるときは、その者の氏名及び住所

(6) 合併又は分割の方法及び条件

(7) 合併又は分割の理由

(8) 合併又は分割の時期

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 合併契約書又は分割契約書の写し

(2) 合併の当事者の方又は吸収分割により当該屋外保管事業場を承継する法人が条例第5条第1項の許可を受けた者でない法人である場合にあっては、当該法人に係る次に掲げる書類

ア 定款及び登記事項証明書

イ 役員の住民票の写し及び登記事項証明書

ウ 第5条に規定する使用人があるときは、その者の住民票の写し及び登記事項証明書

(3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該屋外保管事業場を承継する法人に係る次に掲げる書類

ア 役員となる者の住民票の写し

イ 第5条に規定する使用人があるときは、その者の住民票の写し

3 第6条の規定は、条例第12条の市長が承認するときについて準用する。この場合において、第6条中「条例第5条第1項」とあるのは「条例第12条」と、「屋外保管事業場設置許可通知書（様式第3号）」とあるのは「屋外保管事業場承継承認決定通知書（様式第16号）」と、「屋外保管事業場設置不許可通知書（様式第4号）」とあるのは「屋外保管事業場承継不承認決定通知書（様式第17号）」と、「許可申請者」とあるのは「承継申請者」と、「当該許可等」とあるのは「当該承認等」と読み替えるものとする。

（相続の届出）

第19条 条例第13条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した屋外保管事業場承継届出書（様式第18号）により行うものとする。

(1) 氏名及び住所並びに被相続人との続柄

(2) 被相続人の氏名及び死亡時の住所

- (3) 許可の年月日及び許可番号
- (4) 屋外保管事業場の名称及び所在地
- (5) 相続の開始の日
- (6) 相続人が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所。）
- (7) 相続人に第5条に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 被相続人との続柄を証する書類
- (2) 住民票の写し及び相続人の登記事項証明書
- (3) 相続人が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し及び条例第5条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (4) 相続人が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類
  - ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - イ 役員の住民票の写し及び条例第5条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (5) 相続人に第5条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び登記事項証明書  
(許可を取り消された屋外保管事業場の廃止基準)

第20条 条例第15条第3項の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 許可を取り消された屋外保管事業場に再生資源物が保管されていないこと。
- (2) 許可を取り消された屋外保管事業場に屋外保管に伴って生じる廃棄物が保管されていないこと。  
(立入検査の身分証明書)

第21条 条例第17条第2項の身分を示す証明書は、立入検査証（様式第19号）とする。

(委任)

第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置に係る規定)

2 条例附則第5項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書（附則様式第1号）により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 既存事業場の名称及び所在地

3 条例附則第6項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書（附則様式第2号）により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 既存事業場の名称及び所在地

(3) 法人である場合においては、その役員の氏名及び住所並びに第5条に規定する使用人があるときは、その者の氏名及び住所

(4) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所  
(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所。)

(5) 既存事業場の構造

(6) 標準作業書の記載事項

4 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 既存事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該既存事業場の付近の見取図

(2) 従前の事業者（条例附則第5項に規定する従前の事業者をいう。以下同じ。）が前号に掲げる既存事業場の所有権を有すること（従前の事業者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類

(3) 従前の事業者が個人である場合においては、住民票の写し及び条例第5条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必

## 要と認められる書類

- (4) 従前の事業者が法人である場合においては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - (5) 従前の事業者が法人である場合においては、その役員の住民票の写し及び条例第5条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するため必要と認められる書類
  - (6) 従前の事業者に第5条に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し及び条例第5条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
  - (7) 従前の事業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し及び条例第5条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
  - (8) 従前の事業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類
    - ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
    - イ 役員の住民票の写し及び条例第5条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
  - (9) 条例附則第7項に規定する措置を行ったことを報告する書類
- 5　条例附則第7項の規則で定める措置は、第9条第5項に規定する措置とする。